



議案第 三 号

第二次農業構造改善事業吉田地区かんがい施設工事請負契約の締結
についての議決の一部変更について

次のとおり第二次農業構造改善事業吉田地区かんがい施設工事請負契約の締結についての議決（昭和五十四年九月十九日議決）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十五年二月二十五日

三朝町長 松 村 喬 成

昭和五拾五年貳月廿五日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

四 契約金額中「八五、一五〇、〇〇〇円」を「八九、一六〇、〇〇〇円」に改める。